

京都ヴィラ 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 株式会社愛仁苑が事業主体として開設する指定特定施設入居者生活介護事業者・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（以下「事業者」という。）が行う指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の実施にあたり、適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、「事業」を実施する職員が、利用者に対し適正な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 「事業者」は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 2 「事業」を実施する職員は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 「事業」の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 「事業」を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 京都ヴィラ
- 2 所在地 京都市北区上賀茂ケシ山1番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 常勤 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者

に「事業」に関する法令等の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- 2 生活相談員 常勤 1人以上（常勤換算法で1人以上）
生活相談員は、利用者の生活の向上を図るための相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 3 看護職員 常勤換算方法で2人以上（1人以上は常勤）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 4 看護職員及び介護職員 常勤換算方法で利用者 2.5人に対して1人以上（1人以上は常勤）
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供するとともに必要な支援を行う。
- 5 計画作成担当者 1人以上
計画作成担当者は、特定施設における介護サービス計画の作成等を行う。
- 6 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減退を防止するため訓練指導及び助言等を行う。

（入居定員及び居室数）

第5条 入居定員及び居室数は次の通りとする。

- 1 定員 126名
- 2 居室数（1）一般居室 91室（全室個室。各室の定員1～2名）
（2）介護居室 4室（うち2室は相部屋として使用可。定員126名以内で、最大6名まで入居可能）
（3）一時介護室 1室 ベッド数 3床

（介護サービスの内容と利用料等）

第6条 利用者に対する介護は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう支援するとともに、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活に必要な支援を妥当適切に行わなければならない。又、その介護サービスの提供においては漫然かつ画一的なものとならないよう懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められたときは、介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行うものとする。

なお利用者本人や他の利用者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体的拘束や行動を制限する行為は行わない。

- 2 利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該「事業」が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるもの

とする。

3 「事業者」は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護サービス。その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、「事業」の実施において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

4 「事業者」は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たり、その内容及び費用について、あらかじめ利用者またはその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(居室を移す場合)

第7条 一時介護室へ移る場合

一時的に24時間の介護が必要となった場合は、医師の意見を踏まえ本人の意思を確認し、身元引受人の意見を聴いたうえ、一時介護室で介護する。この場合、一般居室の利用権は継続する。

2 介護居室へ移る場合

長期にわたり、24時間の頻繁な介護が必要となった場合は、医師の意見を踏まえ、本人の意思を確認し、身元引受人の意見を聴いたうえ介護居室で介護する。この場合、本人及び身元引受人同意の上、一般居室の利用権を消失させ、新たに介護居室の利用権を設定することとするが、新たな追加費用は発生しない。

(介護サービス及び施設利用に当たっての留意事項)

第8条 介護サービスについては、介護計画に基づき行うこととし、計画されたサービスの範囲を越えた要望には応じられない場合がある。また、施設利用に当たっての留意事項については、京都ヴィラの管理規程を遵守するものとする。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市等関係機関、管理者、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第10条 地震・火災・風水害・土砂崩れ等に備え、「事業者」は避難対策を講じ、入居者・

従業員共に避難訓練を年2回以上定期的に行う。万一、災害発生時には、人命第一に安全な場所へ誘導しなければならない。又、不測の災害に備え、避難誘導に必要な機器道具等を備えつけることとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 「事業者」は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対して、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置をとるために担当者をおく。
- 2 「事業者」は、サービス提供中に職員又は養護者（利用者の家族等）等により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに京都市等関係機関に通報する。

(身体拘束に関する事項)

第12条 「事業者」は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 「事業者」は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を職員に周知徹底する。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 「事業者」は、利用者に対して、より適格でより良いサービスが提供できるよう職員の資質向上を図るため、必要な研修を行うとともに積極的に参加させるよう努める。

- 2 「事業者」は、(介護予防) 特定施設入居者生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 3 職員は、業務上、知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない

い。

- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とするものとする。
- 5 「事業者」は、設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、蔓延しないよう必要な措置を講じるものとする。
- 6 「事業者」は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要性がなく、かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業が害されることがないように、適切なサービスの提供を確保する観点から、これらの言動を防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 7 「事業者」は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、又、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 8 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、株式会社愛仁苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 4 月 20 日事業所名称を「株式会社愛仁苑」から「京都ヴィラ」に変更

平成 20 年 4 月 20 日介護予防特定施設入居者生活介護事業者運営規程と統合

平成 21 年 9 月 1 日改定

平成 23 年 11 月 1 日改定

平成 25 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 12 月 1 日改定

平成 30 年 5 月 16 日改定

平成 30 年 8 月 21 日改定

令和 4 年 7 月 9 日改定

令和 6 年 3 月 1 日改定